国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成20年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長 鷲 山 恭 彦

平成20年規則第8号

国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学旅費規則(平成16年規則第14号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学旅費規則の一部改正(最終案)について

改正理由:学校教育法等の改正に伴う職名の整備等を行うもの。

改止地		(正に伴う職名の整備等を行うもの。)				
改正(案)				現行			
〔省略〕				[省略]			
別表第1 (第3条関係) 旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分				別表第1 (第3条関係) 旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分			
旅命権東京学芸大学長		範 囲	旅行 依頼 当 該	旅行命者東京	権限の受任者	範囲	
		旅行命令				旅行命令	旅行 依頼
		役員及び権限の受任者(各附属学校長 及び附属幼稚園長を除く。)				役員及び権限の受任者(各附属学校長 及び附属幼稚園長を除く。)	当 該
	[省 略]		部	学			部
	副学長(研究等担当)	附属学校運営参事,各附属学校長及び 附属幼稚園長	局の業務に係る役職員以外への旅行依頼	芸大学長	副学長(研究等担当)	附属学校運営参事,各附属学校長及び 附属幼稚園長	局の業
	附属幼稚園長	附属幼稚園に所属する職員					来 務
	附属世田谷小学校長	附属世田谷小学校に所属する職員			附属世田谷小学校長	附属世田谷小学校に所属する職員	に係る役職員以外への旅行依頼
	附属小金井小学校長	附属小金井小学校に所属する職員			附属小金井小学校長	附属小金井小学校に所属する職員	
	附属大泉小学校長	附属大泉小学校に所属する職員			附属大泉小学校長	附属大泉小学校に所属する職員	
	附属竹早小学校長	附属竹早小学校に所属する職員			附属竹早小学校長	附属竹早小学校に所属する職員	
	附属世田谷中学校長	附属世田谷中学校に所属する職員			附属世田谷中学校長	附属世田谷中学校に所属する職員	
	附属小金井中学校長	附属小金井中学校に所属する職員			附属小金井中学校長	附属小金井中学校に所属する職員	
	附属竹早中学校長	附属竹早中学校に所属する職員			附属竹早中学校長	附属竹早中学校に所属する職員	
	附属高等学校長	附属高等学校に所属する職員			附属高等学校長	附属高等学校に所属する職員	
	附属国際中等教育学校長	附属国際中等教育学校に所属する職員			附属国際中等教育学校長	附属国際中等教育学校に所属する職員	
	附属特別支援学校長	附属特別支援学校に所属する職員			附属特別支援学校長	附属特別支援学校に所属する職員	
[\lambda II]					附属幼稚園長	附属幼稚園に所属する職員	
〔省略〕					〔省略〕		
<u>陈</u>	7.14						
この規則は、平成20年4月1日から施行する。							